

入学・転校手続きについて

□福知山市立小中学校に入学するとき

- ① 1月末までに「入学通知書」を保護者の方に発行します。
- ② 2月以降に他市町村から福知山市内に転入された方には、転入手続きをされたときに「入学通知書」を発行します。
- ③ 入学に必要な持ち物については、各学校から説明します。
※「入学通知書」発行後に転居等の御事情が生じた場合は、学校教育課学務係（0773-24-7062）に御連絡ください。

□他市町村から福知山市立小中学校へ転校するとき

- ① 前在籍校から「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を発行してもらいます。
- ② 福知山市役所市民課（1階）又は各支所で、転入手続きをしてください。
- ③ 福知山市教育委員会学校教育課（6階）で「転入学通知書」を発行します。
- ④ 就学指定校に「在学証明書」「教科用図書給与証明書」「転入学通知書」を提出してください。
※就学指定校がわかっている場合は、事前に電話等で学校に就学予定の旨をお伝えいただくとスムーズにいきます。
- ⑤ 就学に必要な持ち物については、各学校から説明します。

□福知山市内から他市町村の小中学校へ転校するとき

- ① 現在籍校から「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を発行してもらいます。
- ② 福知山市役所市民課（1階）又は各支所で、転出手続きをしてください。
- ③ 転出先市町村で転入手続きをしてください。
- ④ 転校手続きは、市町村によって異なりますので転出先市町村の窓口で確認してください。

□福知山市内で転校するとき（校区が変わらない場合）

- ① 福知山市役所市民課（1階）又は各支所で、転居手続きをしてください。
- ② 現在籍校に転居した旨を伝えてください。

□福知山市内で転校するとき（校区が変わる場合）

- ① 前在籍校から「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を発行してもらいます。
- ② 福知山市役所市民課（1階）又は各支所で、転居手続きをしてください。
- ③ 福知山市教育委員会学校教育課（6階）で「転入学通知書」を発行します。
- ④ 就学指定校に「在学証明書」「教科用図書給与証明書」「転入学通知書」を提出してください。
※就学指定校がわかっている場合は、事前に電話等で学校に就学予定の旨をお伝えいただくとスムーズにいきます。
- ⑤ 就学に必要な持ち物については、各学校から説明します。

□ 就学指定校以外の小中学校を希望する場合

福知山市では、住民登録している住所の行政区（自治会）により、通学区域を定め、指定された学校に通学することが原則となっています。したがって、同じ自治会にお住まいのお子さんは、同じ学校に通学することになります。

しかし、お子さんに個々の事情がある場合には、指定された学校以外の学校に通学することができる「区域外通学制度」があります。

下記の理由に該当すると認められる場合は、就学指定校以外の学校へ通学することができますので、学校教育課学務係（0773-24-7062）まで御相談ください。

《区域外通学の許可基準》

- ① 一年以内に住民登録の異動先が確定的であるので、あらかじめ引越し先の通学区域の学校への入学・通学をする場合。（新築予定の場合は建築確認書、アパート契約等の場合は、賃貸借契約書等の書類が必要です。）
- ② 住民登録の変更をし、転校することになるが、児童生徒が卒業学年であり、現在の学校で卒業させたい場合。（兄又は姉が最終学年の場合は、弟または妹も区域外通学が認められる。）
- ③ 学期の途中での住民登録の変更になるが、今学期のみ現在の学校に通学する場合。（新学期からは、従来の通学区域の学校へ転校になります。）
- ④ 一時的に住民登録を変更するが、必ず元の住民登録地または、同じ通学区域内に戻る事が確定的な場合。（事実を証明できる書類が必要です。）
- ⑤ 府立及び私立の小中学校に就学する場合。
- ⑥ その他教育長が児童生徒の具体的な事情を考慮し教育的配慮を必要とすると判断した場合。（いじめ、不登校等）